

規制改革ホットライン処理方針
(令和3年8月23日から令和3年11月4日までの回答)

経済活性化ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)
(5) 過疎地域における移動手段の確保(MaaS)	検討に着手	◎

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項